

「消防活動阻害性を有するおそれのある物質」の 調査結果及び対応について

1 調査対象物質（資料Ⅱ－２－２）

「薬事・食品衛生審議会毒物劇物調査会」（事務局：厚生労働省）において、その毒性により毒物・劇物への指定又は除外を行うことが適当であるとの審議結果を受けて、今後「薬事・食品衛生審議会毒物劇物部会」での審議を経て、毒物及び劇物指定令の改正により毒物・劇物への指定又は除外を行う予定の物質は**2物質**であった。（参考Ⅱ－３）

当該2物質について、前回の検討会で決定した「消防活動阻害性を有するおそれのある物質」に基づき調査を行った。

2 調査結果

2物質について調査した結果を表Ⅱ－２－１に示す。各物質への対応については、次のとおりである。

(1) 対応不要の物質

消防活動阻害物質として指定されていない物質

劇物から除外する予定であるNo.2の物質については、既に消防法の危険物に指定されている物質で消防活動阻害物質に指定されていない。このことから、消防活動阻害物質からの除外について対応は要さない。

(2) 対応を要する物質

新規指定予定のNo.1は、消防法の危険物に該当せず、消防阻害性を有している可能性があるため、消防活動阻害物質への指定について更なる調査を要する。

3 社会的影響について

毒物・劇物への新規指定を予定しているNo.1の物質については、農薬としての認可前の物質のため、市場に流通していないことから、今年度の調査は実施しない。